

令和2年度 障害児保育事業補助金

評価表 NO.

17

所管部課名	市民福祉部子育て支援課	担当者	有馬 憲一郎					
事務事業名	特別保育対策促進補助金交付事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市障害児保育事業実施要綱							
補助経過年数	16年以上20年以下							
令和2年度 予算額	55,800千円	国県支出金	1,200千円	一般財源	54,600千円	その他	千円	その他の内容
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	就学前の障害児数に占める障害児入所者数の割合			25%		令和7年度		
成果指標②								
補助対象者	障害児保育事業を実施する認定こども園及び認可保育所							
補助対象経費	事業に必要な経費							
補助対象事業・活動の内容	障害児保育を実施し、障害児の健全な発達支援及び障害福祉の向上を図る。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	・保育所：1障害児につき月額75,000円 ・認定こども園：1障害児につき（学校法人立の認定こども園は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に規定する認定を受けている1障害児につき）月額75,000円							
上記項目の積算方法	補助基準額と事業に必要な経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数切捨て）							
補助を受ける3カ年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	8,892,238	22.1%	10,623,704	19.8%	7,949,570	12.9%
		繰入金	8,892,238	22.1%	10,623,704	19.8%	7,949,570	12.9%
		利用料収入		0.0%	0	0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%	0	0.0%		0.0%
		市補助金	31,420,000	77.9%	42,972,000	80.2%	53,626,000	87.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%	0	0.0%		0.0%
	計	40,312,238	100.0%	53,595,704	100.0%	61,575,570	100.0%	
	支出	事業費	378,016	0.9%	470,990	0.9%	967,656	1.6%
		人件費	39,934,222	99.1%	50,818,714	99.1%	60,607,914	98.4%
		その他		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	40,312,238	100.0%	51,289,704	100.0%	61,575,570	100.0%		
支出計/前年度支出計			127.2%		120.1%			
自己資金/前年度自己資金			119.5%		74.8%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	40		52		70			
成果指標の推移①	23%		25%		25%			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」							
	障害児保育事業補助金の補充が充てられる保育士人件費について、人員配置が保育が保育上適切な人数となるよう、障害の度合いも勘案しながら保育士人員の配置基準を検討されたい。							
	【前回評価への回答】							
	保育施設では障害の度合いも考慮しながら、保育士配置基準で対応可能な障害児数を受け入れている。							
	【事業のPR方法】							
【費用対効果】								
【補助事業以外の事業】								
市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園において児童福祉の充実を図っている。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園・医療機関が運営する施設で実施する事業であり、実施する園に対し補助を実施し、子育て支援体制と児童福祉の充実を図る。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	保育に欠ける児童のうち、心身に障害を有する児童の保育所における受入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ることを目的として当該事業を実施する事業主体に対し、補助金を交付する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる地域ぐるみの体制の促進が目標であり、各認可保育所・認定こども園等で実施しており、希望するすべての障害児が健常児と同程度の保育を受けられる体制づくりを促進している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各地域の認可保育所・認定こども園・医療機関が運営する施設で実施することで、専門知識を有する看護師・保育士による適切な保育を実施することができる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市内の認可保育所・認定こども園・医療機関が運営する施設で実施することで、専門的知識を有する看護師・保育士による適切な保育が実施できるものであり、現在のところ、補助金交付が最も適当な手段と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費は、当該事業実施に係る部分の支出のみとなっており、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 現在のところ市の単独補助であるが、一部交付税措置されており、現状のまま継続することで実施施設の負担軽減を図る。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市障害児保育事業実施要綱

平成 1 8 年 3 月 3 0 日

告示第 1 2 1 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示第 1 6 2 号

改正 平成 2 9 年 3 月 2 7 日告示第 9 4 号

(目的)

第 1 条 この告示は、保育を必要とする児童のうち、心身に障害を有する者の保育所等（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、保育所及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）における受入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施保育所等)

第 2 条 障害児保育事業（以下「事業」という。）を実施する保育所等（以下「実施保育所等」という。）は、障害児保育の推進を図るため、日々通所できる障害児及び特別児童扶養手当等の支給対象障害児の障害児保育を実施している保育所等で、鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年鹿児島県条例第 2 3 号）第 4 7 条に規定する保育士又は鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年鹿児島県条例第 5 4 号）第 3 条に規定する保育教諭等のほか、事業実施のために必要な保育士又は看護師を配置しているものであって、市長が指定したものとする。

(対象児童)

第 3 条 事業の対象者は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項各号に掲げる区分について、同法第 2 0 条第 1 項に基づき認定を受けた児童であって、集団保育が可能であり、かつ、日々通所できるもので、次の各号のいずれかに該当し、協議により対象児童と認められた者とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（手当の支給を停止されている者も含む。）
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている児童
- (3) 前 2 号の児童と同程度の障害を有すると市長が認めた児童
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、健康面又は発達面において特別な支援が必要である児童

2 前項各号に規定する児童が入所する保育所等においては、公的機関又は医療機

関の発行する証明書等（以下「証明書等」という。）を備えなければならない。

（受入人数）

第 4 条 実施保育所等において受け入れることのできる前条第 1 項に定める児童

（以下「障害児」という。）の数は、それぞれの保育所等において障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とする。

（調査表等の提出）

第 5 条 実施保育所等の長は、障害児が入所した場合は、速やかに障害児保育実態

調査表（別記様式。以下「調査表」という。）を市長に提出しなければならない。また、当該児童の調査表に証明書等の写しを添付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ実施保育所等の長に対して、調査表の提出を求めることができる。

（職員及び設備等）

第 6 条 実施保育所等の長は、障害児の入所に当たっては、障害児の保育について

の知識、経験等を有する保育士を配置するとともに、障害児の特性に応じて便所等の設備を改善し、必要な備品を整備する等十分な受入体制を整えるものとする。

2 障害児の保育は、障害児の特性等を十分配慮して、できる限り健常児との混合により行うものとする。この場合において、実施保育所等の長は事故の防止等安全の確保に十分留意しなければならない。

（利用の申込み等）

第 7 条 利用の申込みは、事業を利用しようとする保護者が実施保育所等に対し行うものとする。

2 実施保育所等は、前項による申込みを受けたときは、その可否を決定し、当該保護者に通知するものとする。

3 事業の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を実施保育所等の長に届け出なければならない。

4 実施保育所等の長は、児童又は保護者が保育上の指示に従わないときその他必要と認めるときは、その利用を取り消すことができるものとする。

（保護者負担金）

第 8 条 事業を実施する実施保育所等は、保護者に事業に要する費用（以下「保護者負担金」という。）を求めることができるものとする。

2 保護者負担金の額及び納入方法については、実施保育所等において定めるものとする。

（実施保育所等の責務）

第 9 条 実施保育所等は、事業の収支その他の事項を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え付け、事業の成果を高めるよう努めなければならない。

(市の責務)

第 1 0 条 市は、事業の実施に当たり、事業の目的、内容、実施場所等について、広報紙等を通じて地域住民に対する周知に努めなければならない。

(補助金)

第 1 1 条 市長は、実施保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、別に定めるところによる。

(その他)

第 1 2 条 この告示の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示第 1 6 2 号)

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 2 7 日告示第 9 4 号)

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

障害児保育実態調査表（ 年 月 日現在）

児童氏名	生年月日	入所年月日	保育所名					障害等級、 手帳番号 その他認 定区分の 項目の詳 細事項	備 考
			障 害 児 認 定 区 分 (該当項目の欄に○を記載)						
			特別 児童 扶養 手当 支給 対象	障害 者手 帳所 持	療育 手帳 所持	公的 機関 の認 定	その他		

備考

- 1 各障害児認定区分に応じた証明書等の写しを添付すること。
- 2 障害児認定区分が複数に該当する場合は、該当する全ての欄に○を記載すること。
- 3 年度途中で退所したときは、備考欄に退所年月日を記載すること。
- 4 本表は、年度当初及び記載内容に変更が生じた場合に提出すること。

障害児保育事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる障害児保育事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 障害児保育事業補助金に係る補助事業等は、薩摩川内市障害児保育事業実施要綱（平成 18 年薩摩川内市告示第 121 号。以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施するものでなければならない。

(補助金の額)

第 3 条 障害児保育事業補助金の額は、別表の補助基準額と次条に定める経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、実施要綱に基づき実施する事業で当該年度内において必要とした経費とする。

(交付の申請)

第 5 条 障害児保育事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、事業を実施する年度の 6 月末日とする。

2 障害児保育事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害児保育事業所要額明細書（様式第 1 号）
- (2) 障害児保育事業対象経費支出予額積算内訳表（様式第 2 号）
- (3) 実施要綱第 3 条の対象児童であることを証明するもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(内容の変更)

第 6 条 補助事業の内容について変更しようとするときは、薩摩川内市補助金等交付規則第 9 条に基づき、補助金等事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の基準)

第 7 条 障害児保育事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、障害児保育事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 8 条 障害児保育事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 障害児保育促進事業収支精算明細書（様式第 3 号）
- (3) 障害児通園状況報告書（様式第 4 号）
- (4) 障害児保育事業対象経費支出済額積算内訳表（様式第 5 号）
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 9 条 障害児保育事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、本市における就学前の障害児数に占める障害児入所者数の割合を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 10 条 障害児保育事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 障害児保育事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

施設類型		補助基準内容	補助基準額（1 か所 当たり）
保育所		1 障害児につき	1 障害児当たり月額 75,000 円
認定こども園	学校法人立（学校法人化のための努力をする園を含む。）	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する認定を受けている 1 障害児につき	
	上記以外のもの	1 障害児につき	